

1	続し、行使することができる以上、譲渡に該当すると解すると、受戻権を行
2	使した場合に、移転した賃貸人の地位が再度移転するというように、複雑な
3	法律関係を生じ、②の法律関係複雑化回避という趣旨に反する。よって、「譲
4	渡」とは、目的物の確定的な所有権が譲渡担保権者に移転していることが必
5	要であると解する。したがって、㊦及び㊧は妥当ではなく、㊨が妥当である。
6	
4	よって、請求3は認められる。令和5年5月分と6月分とで結論に違いは
7	生じない。
8	
第4	設問3について
9	
1	㊩の主張の根拠は、契約⑧は贈与者Kの死亡によって効力を生ずる死因贈
10	与契約であり（554条）、N県に遺贈する遺言と抵触するから、契約⑧は
11	撤回された（1023条1項準用）ということである。
12	
2	Mからの反論として、死因贈与は契約であり、遺贈という単独行為により
13	撤回できることになると、契約の相手方の期待を裏切ることになり、その期
14	待を保護する必要があるから、その性質上、1023条1項は、準用されな
15	いというものが考えられる。
16	
3	請求4が認められるか
17	
(1)	1023条1項の趣旨は、内容が抵触する複数の遺言がある場合に、
18	遺言者の最終意思を尊重するために、後の遺言により前の遺言を撤回した
19	ものとみなすことにある。
20	
(2)	本件は、丙不動産につき、KM間の死因贈与契約と、N県に対するK
21	の遺贈がある場合であり、同時に実現することは不可能であるから、内容
22	が抵触する。死因贈与契約は、その性質に反しない限り遺贈に関する規定
23	が準用されることとの関係で（554条）、1023条1項が準用される

民事系・第1問 [民法] 川崎作成解答例

1	かが問題となる。
2	たしかに、死因贈与契約成立による契約の相手方の期待を保護すべきで
3	あるという見方も成り立つ。しかし、死因贈与、遺贈を受ける者は、死亡
4	後に対価を支払うことなく利益を得ることができる立場にすぎないことは
5	共通する。いずれも、対価を支払うことなく、最終的に受ける利益に違い
6	がない以上、契約か単独行為かで結論を異にするのではなく、利益を与え
7	る者の最終意思を尊重すべきであることは同様に解すべきである。よって、
8	(1)の1023条1項の趣旨が妥当し、死因贈与契約の性質に反するもの
9	ではないから、1023条1項が準用できると解する。N県に遺贈する旨
10	の遺言により契約⑧の全部を撤回したとみなされる。
11	(3) 従って、請求4は認められない。
12	以上
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	